

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公 告
 - 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 五〇五
 - 福島県教育委員会教育長
 - 一般競争入札を行う件 五〇六
 - 福島県警察本部
 - 随意契約の相手方を決定した件 五〇八

公 告

公告第二百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和六年十月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 開催期日
 - 令和七年一月二十日から同年二月二十一日まで（土曜日及び日曜日並びに同月十日及び同月十一日を除く。）
- 二 場所
 - 1 学科、実習及び修業試験
 - 福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地
 - 2 一部の实習
 - 福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地蔵原甲十八番地
- 三 対象家畜の種類
 - 牛
- 四 受講人員

二十五名

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和六年十一月二十二日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和六年十二月二十七日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、県内在住者及び畜産関係の業務に従事または従事する予定の者を優先することとし、必要に応じて抽選により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

（畜 産 課）

福島県教育委員会教育長

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか84施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県教育センターほか84施設で使用する電気 予定数量23,808,800kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様書 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年2月1日午前0時から令和8年1月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか84施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年11月19日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-8613

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年10月25日（金）から同年11月19日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同月4日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年11月7日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年12月5日（木）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎5階 教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年12月4日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 84 other facilities
Planned annual power consumption: 23,808,800kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 5 December 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 4 December 2024
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8613

(財 務 課)

福島県警察本部公告第95号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成システムマイナンバーカード一体化対応改修業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福島県警察本部長 森 末 治

- 随意契約に係る特定役務の名称
運転免許証作成システムマイナンバーカード一体化対応改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年9月25日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
50,133,600円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(会計課)